

新たに事業の開始を予定する特定教育・保育施設
及び地域型保育事業の利用定員について

1 趣旨

子ども・子育て新制度で新たに創設された「確認制度」では、子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）に基づき、給付の実施主体である市町村が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を「確認」することになります。

この確認に当たっては、支援法の規定により、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行う必要があり、この利用定員を定める際は、地方版子ども・子育て審議会等の意見を聴くこととされています。

このことから、支援法第31条第2項及び同法第43条第3項の規定により、新たに事業の開始を予定する特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員について報告するものです。

2 利用定員の設定の考え方

利用定員は、認定区分（1号～3号）ごと、3号認定（保育認定・満3歳未満）は0歳と1・2歳に区分して設定し、認可定員と一致させることが基本となります。

3 新たに事業の開始を予定する特定教育・保育施設等

(1) 特定教育・保育施設

裏面参照

(2) 地域型保育事業

資料9参照

4 利用定員の設定（事業開始予定の特定教育・保育施設等）

(1) 特定教育・保育施設（保育所）

施設名	利用定員	2号認定	3号認定		利用定員の計
		3歳以上	0歳	1・2歳	
まなびの森保育園中河原（仮称）	第6区域	54人	6人	30人	90人
明桜保育園（仮称）	第6区域	57人	6人	36人	99人
そよかぜハーモニー保育園（仮称）	第1区域	30人	3人	20人	53人
光明高倉保育園（仮称）	第6区域	90人	9人	44人	143人
計		231人	24人	130人	385人

(2) 地域型保育事業

事業所名	利用定員	2号認定	3号認定		利用定員の計
		3歳以上	0歳	1・2歳	
保育ルームひよっこ はちまん（仮称）	第2区域		1人	4人	5人
保育ルームひよっこ わかまつ（仮称）	第1区域		2人	8人	10人
計			3人	12人	15人

新たに事業の開始を予定する特定教育・保育施設一覧

特定教育・保育施設の類型	(認可)保育所	(認可)保育所	(認可)保育所	(認可)保育所
名 称	まなびの森保育園中河原 (仮称)	明桜保育園(仮称)	そよかぜハーモニー保育園 (仮称)	光明高倉保育園(仮称)
所 在 地	府中市住吉町4丁目45番地の3他	府中市四谷2丁目31番地の1他	府中市緑町3丁目11番地の5 芳文社府中ビル2階	府中市分梅町1丁目31番地
事業開始予定 年 月 日	平成28年4月1日	平成28年4月1日	平成28年4月1日	平成28年4月1日 1
構 造 ・ 階 数	鉄骨造・地上2階	木造・地上2階	鉄筋コンクリート造・地下1階、地上4階(保育所使用部分は2階)	鉄筋コンクリート造・地下1階、地上5階(保育所使用部分は地下1階及び地上1・2階)
認 可 定 員	90人 0歳児 6人 1歳児 12人 2歳児 18人 3歳児 18人 4歳児 18人 5歳児 18人	99人 0歳児 6人 1歳児 17人 2歳児 19人 3歳児 19人 4歳児 19人 5歳児 19人	53人 0歳児 3人 1歳児 10人 2歳児 10人 3歳児 10人 4歳児 10人 5歳児 10人	143人 0歳児 9人 1歳児 20人 2歳児 24人 3歳児 30人 4歳児 30人 5歳児 30人
設置・運営事業者(主たる事務所の所在地)	株式会社こどもの森 (東京都国分寺市)	社会福祉法人明王会 (東京都八王子市)	社会福祉法人やまぶき会 (東京都檜原村)	社会福祉法人多摩養育園 (東京都八王子市)
施設所在区域	第6区域	第6区域	第1区域	第6区域

注記： 1 私立「光明高倉保育園(仮称)」の開設(公私連携型保育所への移行)に併せて、市立高倉保育所の廃止を予定しています。

参考：府中市子ども・子育て支援計画に基づく提供事業量の拡充状況（平成28年度）

【市内全域】

		2号認定 3歳以上	3号認定		計	
			0歳	1・2歳		
当該年度拡充目標事業量		A	201人	33人	122人	356人
確保 方策 (見込)	教育・保育施設（新設）	B	231人	24人	130人	385人
	地域型保育事業（新設）	B	0人	3人	12人	15人
	教育・保育施設（廃止）	C	90人	9人	44人	143人
	認可外保育施設等（廃止）	C	0人	5	10人	15人
当該年度の拡充目標事業量と確保方策（見込）の差異（計）		A-B-C	60人	20人	34人	114人

注記：当該年度拡充目標事業量は、府中市子ども・子育て支援計画に定める平成27年度の提供事業量数と平成28年度の提供事業量数の差異

【事業開始予定の特定教育・保育施設等の該当所在区域】

第1区域		2号認定 3歳以上	3号認定		計	
			0歳	1・2歳		
当該年度拡充目標事業量		A	48人	9人	25人	82人
確保 方策 (見込)	教育・保育施設（新設）	B	30人	3人	20人	53人
	地域型保育事業（新設）	B	0人	2人	8人	10人
	認可外保育施設等（廃止） 1	C	0人	3人	7人	10人
当該年度の拡充目標事業量と確保方策（見込）の差異（計）		A-B-C	18人	7人	4人	19人

第2区域		2号認定 3歳以上	3号認定		計	
			0歳	1・2歳		
当該年度拡充目標事業量		A	0人	1人	5人	6人
確保 方策 (見込)	地域型保育事業（新設）	B	0人	1人	4人	5人
	認可外保育施設等（廃止） 2	C	0人	2人	3人	5人
当該年度の拡充目標事業量と確保方策（見込）の差異（計）		A-B-C	0人	2人	4人	6人

第6区域		2号認定 3歳以上	3号認定		計	
			0歳	1・2歳		
当該年度拡充目標事業量		A	108人	19人	66人	193人
確保 方策 (見込)	教育・保育施設（新設）	B	201人	21人	110人	332人
	教育・保育施設（廃止） 3	C	90人	9人	44人	143人
当該年度の拡充目標事業量と確保方策（見込）の差異（計）		A-B-C	3人	7人	0人	4人

注記： 1・2 認可外の家庭的保育事業（計3か所）の廃止 3 市立高倉保育所の廃止

【参考】子ども・子育て支援法（平成24年8月22日 法律第65号）抜粋

(特定教育・保育施設の確認)

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。))を除き、法人に限る。以下同じ。)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(略)

(特定地域型保育事業者の確認)

第四十三条 第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所(以下「地域型保育事業所」という。))ごとに、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育の事業を行う事業所(以下「事業所内保育事業所」という。))にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第六条の三第十二項第一号八に規定する共済組合等をいう。))に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号八に規定する共済組合等の構成員をいう。))の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を定めて、市町村長が行う。

(略)

3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。